

水戸市民会館ロゴタイプ使用ガイドライン

水戸市

1 目的

このガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、水戸市民会館ロゴタイプをを広報等に使用することに関し必要な事項を定めることにより、水戸市民会館が広く親しまれるとともに、権利の保護を図ることを目的とします。

2 水戸市民会館のロゴタイプに関する権利

水戸市民会館のロゴタイプに関する著作権及び商標権は、水戸市に帰属します。

3 使用上のルール

ロゴタイプを使用する場合は、水戸市民会館ロゴタイプ使用承認申請書（様式第1号）に、関係書類その他のロゴタイプの使用状況がわかるものを添えて、使用する14日前までに水戸市文化交流課に提出してください。

水戸市の審査を経て、水戸市民会館ロゴタイプ使用承認通知書（様式第2号）による通知後、使用可能となります。使用の承認をしない場合は、水戸市民会館ロゴタイプ使用不承認通知書（様式第3号）により通知します。

ロゴタイプを使用できる期間は、3年以内とし、引き続き使用を希望する場合は、再度、水戸市民会館ロゴタイプ使用承認申請書の提出が必要です。

ロゴタイプの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守してください。

ア 使用の承認を受けた目的にのみ使用すること。

イ ロゴタイプを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

ウ 使用の承認を受けたロゴタイプを改変する行為をしないこと。

エ ロゴタイプに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。

オ ロゴタイプは、使い方のルールを示した「V I マニュアル」に則った使用をすること。

4 使用の制限

次の各号に掲げる者がその事業、営業等のためにロゴタイプ及び愛称を使用することはできません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（水戸市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）が役員等に就任し又は経営に関与している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類する営業を行う者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする者

5 その他

- (1) 使用者がガイドラインに違反した場合その他愛称及びロゴタイプの使用を不相当と認める場合には、ロゴタイプの使用承認を取り消し、又は使用の中止を要求することがあります。その場合に、水戸市は、使用承認の取消し又は使用中止に起因する損失補償について一切の責任を負いません。
- (2) 今後ガイドラインに変更があった場合、既に承認を行ったロゴタイプの使用に関して協議を行う場合があります。

参考 ロゴタイプ

	
	
	
	